ウイグル文契約文書研究補説四題

松井　太

はじめに

トゥルファン地域を中心とする東トルキスタンから将来された古ウイグル語世俗文書類のうち，これまで最も多くの研究が蓄積されてきたのは契約文書である．特に1960年代以降，山田信夫による資料の再発見と歴史学的分析によりウイグル文契約文書研究は大きく進展した．1993年に刊行された『ウイグル文契約文書集成』(以下，SUKと略)は，第1巻に山田のウイグル文書関係の研究業績を集成し，第2巻では山田の共同研究者であった編者4氏（小田壽典・P. Zieme・梅村坦・森安孝夫)による合計121件の契約文書の校訂テキストを提示した．このSUKの校訂テキストは，それまでの約1世紀にわたるウイグル文契約文書研究の蓄積を集大成するものといえ，ウイグル文書研究者に解読研究上の重要な基礎・指針を提供した．SUK刊行後のこの10余年間に，既公刊文書・新発現文書を問わずウイグル語世俗文書類を扱った多数の研究は，いずれもSUKから大きな恩恵を受けているといってよい．

ただし，SUKの校訂テキストには，未だ充分に解読・解釈されていない術語や文脈，さらには文書自体の機能・性格が不明のものも少なからず残されている[(1)]．誤解を恐れずにいえば，これらの問題点は，それ自体が歴史的な背景をもつがゆえに解決困難なのであり，換言すればウイグル契を歴史再構成の史料として利用する上での関鍵となり得る．その解明に際しては，当然，SUK刊行以降の新発現・新公開資料が重要となる．

(1)　SUK校訂テキストに対しては庄垣内 [1994] が補正案を提示している．さらにSUK編者の森安孝夫は，SUK所収各文書の暫定的な内容把握や，ウイグル文書の時代判定の指標について詳論し[森安 1994, pp. 70-79; 森安 2004, pp. 7-9]，またSUK刊行後の契約文書研究をふまえた補論 [森安 1998a] を提示している．

本稿は，このような視点からウイグル契を歴史資料としてより有効に活用することを目的として，SUK所収ウイグル契の再校訂・追補さらには新発現・新公開文書との関係などの諸問題を検討するものである．

1．yanut bitig ~ yantut bitig「領収証，受領証」

SUK Mi18 および Mi23 には yanut bitig ~ yantut bitig という術語が在証 (attest) される．以下，SUK に若干の修正を加えた和訳を掲げる．

SUK Mi18 (U 5251 = USp 5; Oda 1996, p. 61)

①蛇年正月二十四日に．私バラクとウマルの②2人はタシクのもと(＝責任)にある半緞子(2)と半絹布を③トゥリから受け取ったが，母証文 (ög bitig) が無くなったので，④保持し続けるべき再発行証文 (yanuḍ bitig) を私達は与えた．のちに(母)証文が⑤出てきても無効 (vučung) となり，通用させてはならない．立会人トルチ，⑥立会人ビュルリュグ=カヤ．このニシャン印は私たちバラクとウマル2人の⑦ものである．私キンコドゥが2人[に]詳しく口述させて書いた．

SUK Mi23 (U 5248 = ETHV, p. 28, [157/8])

①馬年戒月(＝第十二月)初(旬の)十日に．私オ[グリュン]チ=②カヤはヴルハルダス(3)に返還証文 (yanḍut biḍig) を与える．③このブドウ園が4年間の満期に達したので④(あの)37棉布を手渡しで受け取り⑤ブドウ園を私は返還する．この棉布は1匹もの(4)の⑥棉布である．立会人タプミシュ，立会人キジギン(?)．このニシャン印は，⑦私オグリュンチ=カヤ〈のもの〉である。私アダナ(?)が(本証文を)書いた．

(2) 本処の「緞子 (tavar)」を，SUK は USp に従って「皮革 (tāri(ni))」と転写するが，訂正すべき．ほぼ同じ字形の tavar = T'V'R が Mi19[11] にみえる．

(3) Vrxardaẓ < Skt. Vihāradāsa．原文書を実見してもこの人名の字綴は不明瞭で，SUK は疑問符付きでイギダン (Yïγïdan) とするが，あえて別案を提示しておく．

(4) 原語の iki baγ-līq は，山田以来の「2端(＝1匹)もの」ではなく，「1匹もの」と解釈されるべきである [松井 1997, pp. 104-105]．

ウイグル語 yanut ~ yantut の原義は "something given in return for or in place of" [ED, p. 946] であり，bitig は周知のように「文書；証文，証書，書き付け；書簡」を意味する．この両語からなる yantut bitig は，ウイグル語訳『玄奘伝』で漢文原典の「報書；答書」の訳語とされた例がある [Gabain 1938, p. 377; Ht VII, pp. 16, 161]．しかし，上掲の SUK 所収契約文書の文脈には「返書，報書，答書」という訳語は整合せず，文書の機能・性格を勘案する必要がある．

まず Mi18 は，タシクという人物の負債をトゥリという人物が弁済した際,[5] 債権者から債務者側に yanuḍ (~ yanut) bitig が与えられたという．この yanut bitig は，明らかに本 Mi18 文書そのものをさしている．本文書を初めて公刊した Radloff は，この yanut bitig という術語に「領収証 (Empfangsschein)」という訳を与えた [USp, p. 5]．ついで Caferoğlu [1934, p. 29] は，文書の文脈を考慮して，yanut bitig を「無くなった本来の証書にかわって新たに与えられる代用の領収証 (kaybolan hakikî senete yerine müceddeden verilen mukabil makbuza)」と説明し，yanut の語そのものを「補欠，代用 (ivaz, mukabil)」と解釈した．これに対し，Arat は yanut bitig を「一時的返還の文書 (muvakkat iâde vesikası)」と解釈したが [ETHV, p. 28]，Clauson は Caferoğlu 説を敷衍する形で "a duplicate document (of the original receipt)" すなわち「(領収証原本の) 副本」とみなした [ED, p. 946]．Clark は，これら先学の諸説を的確に批判しつつ，yanut bitig については Clauson 説を支持して「副本」と解釈している [IUCD, pp. 235-238]．

ところで，この Mi18 文書にみえる ög bitig「母証文」という術語は，消費貸借や返済義務に関係する契約の原本 (Haupt-Kontrakt) を意味する．この語は Lo19^{v2}, Mi06$^{3-4}$, Mi07^{7} にも在証され，長らく öng bitig「以前の証文」と誤読されていたが [ED, p. 167; IUCD, pp. 232-235; Sertkaya 1991, pp. 122-123, 131]，山田信夫の遺稿に依拠する SUK 編者により訂正された [Oda 1996, pp. 57-58]．この

(5) これは，SUK Mi19 でカラン税 (qalan) に堪えかねて逃亡するタシクがトゥリにその負債の代済を委任したことと関係する可能性が高い [Oda 1996, p. 62; cf. 松井 2004c, pp. 23-24]．ただし Mi19 にみえるタシクの債権者名は，Mi18 とは共通しない．

うち Lo19^{v2} の例は，穀物消費貸借契の裏面で当該文書を「イゲドミシュ［＝借主］の母証文 (ög bitigi)」と定義しており[(6)]，「母証文」が消費貸借の「原証文・原本」そのものをさすことを明示する [cf. 松井 2004b, p. 52]．おそらく，本 Mi18 文書で紛失されたと言及される「母証文」も，タシクの債務である緞子と絹布に関係する貸借契約証文であり，その文面も一般的な貸借契の書式［護 1961a; 山田 1965］に従っていたと推測される．ゆえに，一般的な貸借契とは書式・文面が異なる Mi18 = yanut bitig が，「母証文」＝原本の「副本 (duplicate document)」であったとは考えられず，前掲の Clauson・Clark 説には従えない．SUK は上掲引用の通り yanut bitig を「再発行証文 (neu ausgestelltes Dokument)」と訳す．これは「母証文が無くなった」という文脈に依拠したと推測され，Caferoğlu 説に近似するといえる．ただし語彙集 [SUK 2, p. 300] で Clauson・Clark 説を踏襲して「副本，複製 (Duplikat)」という独訳を残している点は修正を要する．なお，SUK 編者の 1 人である小田壽典は，SUK 刊行後の論文で，Mi18 の yanut bitig を「一種の領収証の代わりである (bir makbuz yerinedir)」と説明し，「負債の半分が返済された (ödünç nesnenin yarışının geri dönmüş)」際に交付されるものとした [Oda 1996, p. 62]．ただし，この解釈と SUK の「再発行証文」という訳語との関係には言及していない．

一方，Mi23 の yanḍut biḍig (~ yantut bitig) について，Arat は「期限付きで受け取った財物の返還に関する文書 (muayyen bir müddet için alınan malın iâdesi münasebeti ile tanzim edilen vesika)」と解釈した [ETHV, p. 28]．前述の Mi18 の yanut bitig を Arat が「一時的返還の文書」とみなしたのは，おそらく本文書の用例との整合を図ったものと思われる．ただし Arat は Mi23 のテキスト・写真複製を提示しなかった．そのため，Mi18 の用例に関する Arat 説を批判した Clark も，本処の用例については批判を保留した．本 Mi23 文書を初めて校訂・公刊した SUK は，上掲の通り「返還証文 (Rückgabe-Dokument)」と和訳し，結

(6) SUK はテキスト転写に際して ög に疑問符を付したが，龍谷大学大宮図書館所蔵の原文書を調査した結果，SUK の転写を支持すべきと筆者は考える．

果として Arat 説を支持した．また小田も「ブドウ園主に（ブドウ園を）返還するために主人に与えられた」文書と説明する [Oda 1996, p. 62]．これは，本文書には Mi18 のような原証文の紛失や「再発行」に関係する文言がみえず，また 4 行目の「ブドウ園を返還する」という文言が文書の主題と考えたからであろう．

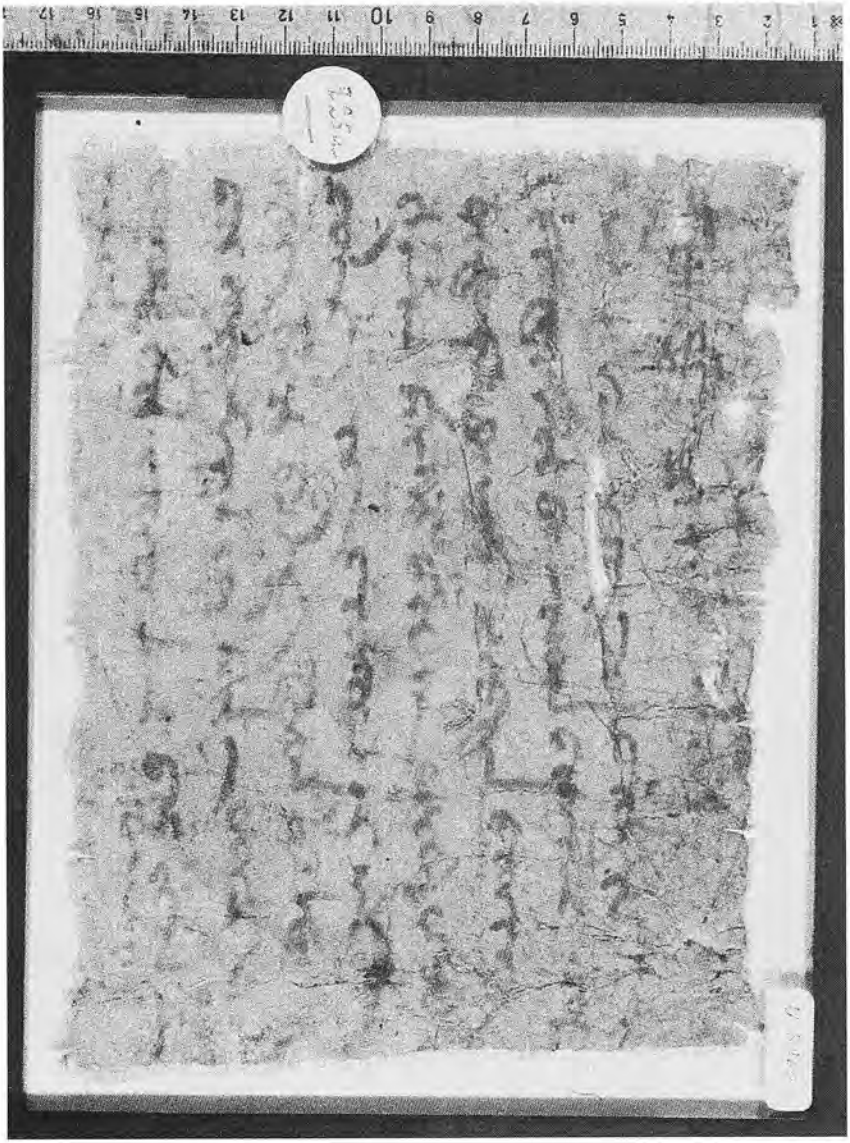
しかし，期限付きで賃貸借されたブドウ園が本来の所有者に返還される際に，あえて利用者（借主）の側から新たに「返還証文」を作成する必要があったのか，という疑問が生じる．また逆に，Mi23 の「返還証文」の訳語を Mi18 に適用しても，Mi18 では債務を返済された債権者（貸主）が「返還証文」を交付することになり，Mi23 でブドウ園の返還者＝利用者（借主）が交付しているのと相反することになる．

すなわち，yanut bitig ~ yantut bitig という術語を「副本，複製」と解釈することは不適当であり，「再発行証文」・「返還証文」という訳語も，文書の内容や機能さらには歴史的背景を合理的に説明するものではない．また小田は，yanut bitig と yantut bitig とが機能的に相違していたことを主張する [Oda 1996, p. 62]．しかし，従来 yanut ~ yantut は同一語の異形と解釈されており，Mi18・Mi23 の 2 例のみから別語とみなすことは，語彙論的には拙速と思われる．

以上の問題を解決するため，筆者は，新たな yanut bitig の在証例を，ベルリン科学アカデミー (BBAW) 所蔵ウイグル語文書中から提示したい．以下，これを文書Ａとして，古文書学的情報とともにテキスト・和訳および最低限の語註を掲げる．

文書Ａ： U 5960 verso

【解説】 19.5 x 16.0 cm, Chamois α ~ Grisâtre, 漉き縞 (4 / cm) がある不均質な下質の紙．オモテ面の支出簿様文書 (= Raschmann 1995, p. 133, Nr. 46) を二次利用したもの．末尾にニシャン印 (nišan, 略花押) 4 ヶ．草書体で書かれ，またニシャン印が捺されることから，ほぼ確実にモンゴル時代に比定できる．



U 5960 verso

Depositum der Berlin-Brandenburgischen Akademie der Wissenschaften
in der Staatsbibliothek zu Berlin-Preussischer Kulturbesitz, Orientabteilung

1 yunt yïl yitinč ay bir yangïq-a

2 biz öḍämiš yol buq-a torčï täsi

3 suv krgiz bašlap borun-luq bu

4 yọläk-ning yitinč ay-qï

5 käṣig böṣi biz-kä tükäl tä*gip*

6 tuḍup turγu yanuḍ bitig

7 birdimiz bu nišan biṣing ol

8 mä*n* tor*č*ï *ayïḍïp bitdi*m

①馬年第七月初(旬の)一日に．②私たちオテミシュ，ヨル=ブカ，トルチ弟子，③スヴ=ケルキズをはじめとする連保は，この①ヨレクの第七月分の⑤番役の棉布が私たちにすべて届いたので，⑥保持し続けるべき yanuḍ bitig を⑦与えた．このニシャン印は私たちのものである．⑧私トルチが口述させて(本証文を)書いた．

【語註】

A3a, suv krgiz: 本文書オモテ面にも在証され，これで1人の人名とみる．人名要素 krkiz ~ kärkiz については，後世の諸方言でワシ・タカなどの猛禽類の一種を意味する kerges [Zenker, p. 745] と同語か．

A3b, borun-luq: borun は新ウイグル語の borun「保証人；保証，担保 (Bürge; surety)」[Wb IV, p. 1663; Jarring, p. 58; WHCD, p. 139; UTIL 1, p. 457] と同語であり，これに接尾辞 -luq が後続して「保証人組合，連保組織；連保，同保 (joint surety association)」を意味している．後述本文も参照．

A5, käṣig böṣi:「順番」を原義とするウイグル語 käṣig ~ käzig は，トゥルファン出土の唐代漢文文書に頻出する「番」の透写語 (calque) として用いられ，「番役 (輪番制の徭役)」およびその当番を意味する [松井 1998a]．また，本処に先行する「第七月分の (yitinč ay-qï)」という表現は，番役が月単位で賦課されたこ

とを示唆する．一方，既知のウイグル文供出命令文書にみえる番役の在証例はいずれも序数詞に後続しており［松井 1998a, pp. 027-032; 松井 1998b, Texts 1, 3, 7, 8, 9, 10］，この相違と番役の実態との関連については今後の検証を要する．

さて，この文書Aで，4名編成の「連保 (borun-luq)」がヨレクという人物から受領した käzig böṣi (~ bözi)「番役の棉布」とは，番役を代納するための棉布に相違ない[(7)]．モンゴル時代のウイグリスタンでは十戸 (onluq) 組織が徴税単位となっていたが［松井 2002, pp. 100-106］，おそらく本文書の「連保 (borun-luq)」も十戸と同様に徴税および番役賦課の単位となっており，構成員から番役負担を代納するための棉布を徴収したものと考えられる[(8)]．この棉布納入に際して交付された「保持し続けるべき yanut bitig」は，文脈から明らかに文書Aそのものをさしている．また本文書Aの yanut bitig は番役代納棉布が「すべて (⁵tükäl)」納入された時点で交付されているから，小田のように「負債の半分を返済した場合の領収証」とみなすことはできず，その記載内容も「再発行」や「返還」とはやはり関連しない．従って，この yanut bitig は，棉布の納入者に交付された「領収証，受領証 (receipt)」と解釈すべきであり，それが "something given in return for or in place of" という yanut の原義にも最も適合する．

ここで，この「領収証，受領証」という解釈が，前掲の SUK Mi18, Mi23 の yanut (~ yantut) bitig にも適合するかを再検討する．

まず Mi18 の在証例については，債務完済にともなって債務者に返還すべき原証文を紛失したため，債権者は「保持し続けるべき領収証 (yanut bitig)」を債務者に交付して負債の消滅を証明したものと解釈できる．すなわち，yanut に

(7) BBAW 所蔵の支出簿様ウイグル文書 Ch/U 7373v の ⁹[](.) ygrmikä käzig-tä ingadu baxšï-qa bir yarïm böz「十□日に，番役でインガドゥ師に 1.5 棉布（を与えた）」という記事も，おそらく番役負担を棉布で代納した例と推測される．また，唐代漢文文書にも「番課緤布」すなわち番役代納のための布帛がみえることも参照できる［池田 1979, Nos. 202 (3), 203 (2); cf. 松井 1998a, pp. 040-042］.

(8) 連保の社会的機能については，すでに第 39 回日本アルタイ学会（2002 年 7 月 22 日）で報告した（要旨：「中世ウイグル社会の隣保組織」『東洋学報』85-1, 2003, p. 175）．その際に言及し得なかった点も含め，別稿であらためて詳論する予定である．

「代用，副本；再発行」を含意させてきた Caferoğlu・Clauson・Clark・SUK の解釈は Mi18 の特殊事情を過剰に一般化したものといえ，結果的には yanut bitig を「領収証」とした Radloff 訳に回帰するのが妥当である．

一方，上述したように，Mi23 は「返還証文」すなわち「ブドウ園を返還する」ことを主題とする契約証文と解釈されてきた．しかし，本文書 5 ～ 6 行目は「この棉布は 1 匹ものの棉布である」といい，当事者が授受している棉布への注意が喚起されている．この棉布について，SUK は「以前に渡してあった権利保証のための「37 棉布を」というほどの意味に解する」という訳註を付している．この点をふまえると，本 Mi23 文書は，権利保証金として預託していた「(あの) 37 棉布を手渡しで受け取」ったことを証明するための「領収証，受領証 (yantut bitig)」であったと理解できる．(9)

すなわち，既知の yanut bitig ~ yantut bitig の在証例は，いずれも「領収証，受領証」を意味することが確証される．ここで，yanut bitig に関連する bučung bitig「無効証文」という術語にも言及しておきたい．

SUK Mi06 (= USp 48)

①犬年第二月初(旬の)九日に．私②カントゥルミシュ=トグリルは，ケディレに貸与していた (元金とその) 利息付きの③銀 5 両を完全に受領した．母④証文が無くなったので，私は無効証文 (bučung bitig) を⑤与えた．今後，母証文が⑥出て来ても，まかり通らず無効 (bučung) となれ．⑦立会人ヤンガ=バルス，立会人ブヤンチュク．⑧このタムガ印は，私カントゥルミシュ=トグリルのものである．

本文書の bučung および前掲 Mi18 の vučung の語は，さまざまな解釈 [cf. IUCD, pp. 238-241] を経て，SUK により漢語「不中」の借用語で「無効」の意と確定された．この Mi06 と上掲 Mi18 とは全体の書式が共通し，またその書式の中で「無効証文 (bučung bitig)」と「領収証 (yanut bitig)」とは平行する位置に

(9) なお，この棉布はブドウ園の利用者が受領しているから，これをブドウ園の小作料とした Raschmann [1995, p. 87] の推定はあらためて否定される．Cf. 松井 1997, p. 109.

現われる．小田は bučung bitig と yanut bitig との使い分けは両者の機能的相違を反映すると考えた [Oda 1996, p. 62]．しかし筆者は，この両術語は同様の機能を有するがゆえに互用されていると考える．領収証 (yanut bitig) の交付は負債そのものの消滅を証明し，必然的に負債原本を無効 (bučung ~ vučung) とすることにもなる．それゆえ，ウイグル住民の間では，貸借契約原本が返却されない場合に債務完済を示すべく交付された領収証を「無効証文」とも呼んだのであろう[10]．さらに，SUK 所収の雑種契には，以上に言及した Mi18・Mi23・Mi06 の他にも，銭物の受領者側が支払者・贈与者側に交付した文書類が多数含まれる：Mi07, Mi10, Mi11, Mi12, Mi13, Mi14, Mi15, Mi16, Mi27．おそらく，これらの文書も，ウイグル住民により「領収証 (yanut bitig~ yantut bitig)」と称されたものと推測してよいと考える．

2．Ängiz「刈株田」→ Aγïz「口」

SUK 所収の契約文書には，ängiz「刈株田」と転写される語が計 17ヶ所に在証される．うち 2 例 (Mi20[13,14]) は，borluq ängiz「ブドウ園エンギズ税」・ qavlalïq ängiz「菜園エンギズ税」という税役名称と理解されている．また 1 例 (Mi32[5]) についてはテキスト破損欠落のため文脈不明である．残る 14 例は次の①・②の両様の定型的表現（訳語は仮に SUK に従う）において現われる．

①： bir (*or* yarïm) ängiz yir「1（／半）刈株田）」
(Sa09[8,15]; Ex02[3]; RH07[4]; RH08[4]; RH09[3]; RH10[6]; RH11[5,7]; Lo15[9])

②： bu yir-kä (*or* borluq-qa) ängiz tuḍza (*or* tuḍa) birim alïm kälsär (~ kälzä)
「この田地（／ブドウ園）に，刈株田（のまま？／として）保持して，租税がかかって来れば」(RH05[7]; RH06[7]; RH10[11]; Mi22[6])

これらの ängiz「刈株田」の用例は，当初 Radloff により äkin「播種・耕作」と

(10) その意味では，漢語原語の比定には失敗したとはいえ，bučung bitig を「領収証 (Quittung; квитанция, расписка; расписка получателя)」とみなした諸説 [USp, pp. 84, 270; DTS, p. 635] は機能論的には正しかったといえる．

転写された [USp 11, 19, 29, 66]．山田はこの転写を字形の上から改めつつ，まず上述①にみえる ängiz yir という表現を「刈株田・休閑地」[cf. ED, p. 191 (aŋız)] と解釈し，唐代の部田（穀物を連作できない耕地）との関連を想定した［山田 1965, pp. 152, 199-200, 203-204］．SUK も山田の転写形式を踏襲する．(11)

一方，②は土地賃貸借に伴う税役負担の決定に関する定型的表現である．文中の ängiz tuḍza を，当初，山田は ängiz todqan「刈株田が肥え（todqan < v. tod-「肥える」）」と転写・解釈し，徴税に関連する表現と推測した．その理由は，他の土地貸借契の平行する文脈 (RH07'; RH08[7]; RH11[10]) では，「この田地に (bu yir-kä)」の後に ängiz todqan が記されず，「租税がかかって来れば (birim alïm (~ alïm birim) kälsär)」のみが後続するからである［山田 1965, p. 152］．

この山田説について，SUK 編者は，ängiz に後続する todqan を上記の通り tuḍza ~ tuda (< v. tut-「保つ，保持する；留める；掴む；計算する」) と訂正した．(12) しかし SUK は，この ängiz tuḍza (~ tuḍa) という表現に対して，RH05, RH06では「この田地に，刈株田（のまま？）保持して」，同様の文脈が推補される RH10 では「[もしこの田地] に刈株田（としての？）」と，疑問符付きの和訳を提示する一方で，Mi22 の平行する文脈では「このブドウ園に，刈株田として保持して」と疑問符なしで和訳する．すなわち，ängiz tuḍza (~ tuḍa) に対する SUK の解釈は必ずしも一定していない．またテキスト註・訳註も省略されており，この表現の含意や山田説を改めた理由は説明されていない．

また庄垣内正弘は，SUK による ängiz tuḍza という転写・和訳を，ängiz tuḍa「刈株田について」と改めることを提案した．これは，(1) 定型的表現②の諸例のうち RH06[7] では明らかに TWD' = tuḍa と記されること，(2) 中絶末位形の -D

(11) 李經緯は定型的表現①にみえる ängiz の諸例のうち，3 例 (RH07, RH08, RH10) を šïγ「石」(容量単位・穀物計量単位) と訂正して播種量＝田地面積を示すものとし，また 1 例 (Lo15) については USp の旧説に回帰して äkin「庄稼」とするが［李經緯 1996, pp. 59, 67, 70, 140］，いずれも誤読である．後掲の**表 1** にみえる字形も参照．

(12) 夙に Radloff [USp 11] も tuḍza という転写を提出していたが，山田 [1965, p. 200] はこれに反対していた．

はしばしば -DZ のように書かれ得ること，(3) 動詞 tut-「保つ，掴む，留める」[ED, p. 451] と副動詞 -a から構成される tuta は，ウイグル語仏典では漢語の「約(～について)」に対応すること，による [庄垣内 1994, pp. 142-143]．字形の上から tuḍza を tuḍa に改める点では，筆者も庄垣内に従いたい[13]．ただし，この庄垣内説によっても，定型的表現②に「刈株田について」が挿入される例と挿入されない例とでは土地への課税方法がどのように異なるのか，また Mi22 の例では課税対象となっているブドウ園と「刈株田 (ängiz)」とはどのように関係するのか，という疑問は解決されない．tuḍa ~ tuta を「～について」と和訳する点も含め，歴史的背景をふまえた再検証を要しよう．

さらに SUK Mi20 の税役名称「ブドウ園エンギズ税 (borluq ängiz)・菜園エンギズ税 (qavlalaïq ängiz)」の構成要素としての ängiz については，SUK とほぼ同

(13) なお庄垣内は，定型的表現②の訂正とあわせ，土地売買契 SUK Sa02 にみえる [19]bu bitig tuḍa qutluγ taš qorsuz [20]bolzun「この証文を保持して，クトルグ=タシュ［＝買主］は損害を蒙るな」という文中の tuḍa (< v. tut-)「保持して」をも「～について」と改めることを主張している．一方，SUK 編者の森安は，庄垣内による tuḍa ~ tuta「～について」への訂正には従えないと表明したが[森安 1998a, p. 4; cf. Moriyasu / Zieme 1999, pp. 90-91]，具体的な反証を示さなかった．この点に関し，筆者の考えを述べる．まず Sa02 上掲箇所に平行する文脈は土地売買契 Sa09[20], Sa13[23], Sa16[16], Sa22[12-13], Sa23[14-15], Sa29[19-20] にもみえ，このうち Sa13 では [23]bitig tuḍup「証文を保持して［買主は損害を蒙るな］」とあり，tuta と tuḍup ~ tutup「保持して (< tut-)」との互用を確認できる．これらの文脈は新権利者＝買主が売買物件に対する権利を証明する上では契約書の所持・保管が重要だったという歴史的状況を示すものとみなされる [山田 1961, p. 212; 護 1961b, pp. 8-9]．その他のウイグル語世俗文書中にも，tutup turγu yanut bitig「保持し続けるべき領収証」(SUK Mi18[4]; U 5960v[6] ＝本稿文書A)，[47]bu tuta [48]turγu bitig yrlq「この保持し続けるべき詔書」(U 5317 = Zieme 1981, Text A)，[16]bu tuta turγu bitig「この保持し続けるべき証書」(U 5319 = Zieme 1981, Text B) など，やはり公証力を有する証文・特許状を保管する必要を強調する表現がみえ [cf. IUCD, p. 236]，また tuta と tutup との互用もみえる．以上の点から，Sa02 の tuḍa を「～について」とする庄垣内には従えず，「(証文を) 保持して」という SUK 訳を支持すべきである．森安が庄垣内説を斥けたのも同様の理由からであろう．ただし，Sa02 と定型的表現②とは文脈を異にするから，上掲の諸例は定型的表現②の tuḍza の転写形式を tuḍa と改める庄垣内への反証とはならない．庄垣内が例示した yangïd-a (Lo15[4]) 以外に，語末形・中絶末位形の -D が -DZ / -D' のように書かれる例が SUK 所収文書に散見する (yunḍ: RH13[1]; künčiḍ: Lo23[3,4,5], Lo25[5], Lo27[8]; yanuḍ: Mi18[4], U 5960v[6] ＝本稿文書A) ことも注意される．

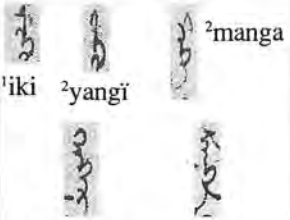
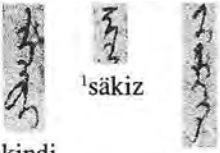
時に，Raschmann [1992, p. 157] が aγïz という転写形式を提案した．古ウイグル語の aγïz は「口」の原義から「動物の口，クチバシ；(口の保有者としての)人間；のど；開口部；水門，排水口；話し；噂，中傷；給食，飲食」などを意味する [UW 1, pp. 69-70; ED, p. 98]．Raschmann は，この税役名称としての aγïz「口」を，やはり「口」を原義とするモンゴル語 amasar がトゥルファン発現モンゴル語免税特許状に税役名称として在証されることと関連づけたのである．さらに筆者は，tarïγ aγïz「主穀アギズ税」という税役名称を別文書 (K 7719) 中に確認して Raschmann 説を支持し，また SUK が ängiz とした諸例は aγïz とも転写できることを指摘した [松井 1998b, pp. 20-21 & n. 9]．

すなわち，SUK の ängiz という転写形式は，文書の内容理解の上でも，また転写形式の決定自体にも問題を残している．この ängiz ないし aγïz という語は，上述のように税役負担に関連して在証され，その内容理解はウイグル文書から税役制度の再構成作業を進める上で重要である [cf. 松井 2002, pp. 91-93]．

そこで，まずは実際の字形から，この ängiz = 'NKYZ と aγïz = ''XYZ について検証する．両語の字形は，語頭の 'N- / ''- は草書体ではほとんど区別できず，語末の -Z は共通するから[14]，語中の -XY- と -KY- の判別に集約できる．本来の楷書体ウイグル字の X 字の語中形は，中心線の左側の 2 つの突起と若干右側にふくらんだ「背中」をもつ ()．しかし草書体ではこれらの特徴は省略され，語中形の -X- 字は直線的に書かれる場合が多い (, )．ただし -X- 字に -Y- / -W- 字が後続する場合，中心線の右側に若干湾曲するストロークによって第 2 の突起が示される ( = XY,  = XW)．このため，草書体の -XY- は -KY- () と類似することとなる．ただし，-K- 字の方が，中心線右側への湾曲がより大きく，顕著な例ではやや右上方へ向う傾向があるので，仔細に検討すると両者の区別は可能である．

このような観点から字形を比較参照するため，**表 1** には SUK が ängiz と転写した計 17 例の字形を中央列に抽出し，さらに各文書から文字素 -XY- をもつ

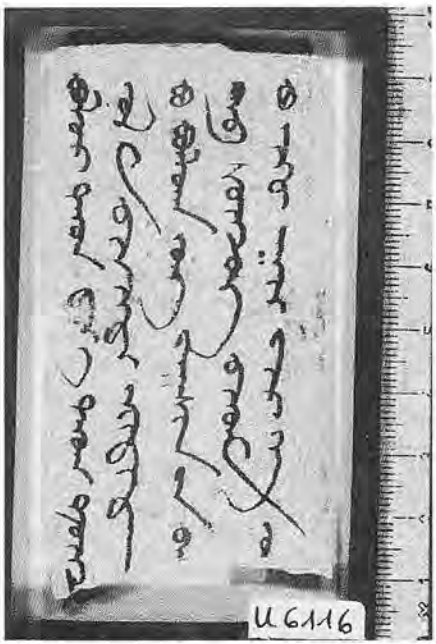
(14) 語末を -Z と転写すべきことは確実である [山田 1965, p. 203]．

表 1	-XY- / -'Y- / -NY- / -RY-	†ängiz	-KY- / -KY / -K-
Sa09	 [24]ayïḍïp	 [8]ängiz [15]ängiz	 [19]tngінčä [24]bitigil [15]ičinḍäki
Ex02	 [3]yarïm [14]ayïḍïp	 [7]ängiz	 [6]*t*äki
RH05	 [3]tarïγ [13]qayïmtu [14]ayïḍïp	 [7]ängiz	 [1]iki [2]yangï [2]manga [3]kärgäk [11]sängä
RH06	 [15]yarïm	 [7]ängiz	 [24]täki [2]manga [3]čikäz
RH07	 [1]tqïγu [2]tarïγu	 [4]ängiz	 [1]ikinḍi [1]säkiz [1]ygrmikä
RH08	 [4]yarïm	 [4]*ä*ngiz	 [1]säkiz [6]ikigü

	-XY- / -'Y- / -NY- / -RY-	†ängiz	-KY- / -KY / -K-
RH09	 [7]tarïr	 [3]ängiz	   [17]ikigü [6]iki [14]iki
RH10	 [10]alïr	  [6]ängiz [11]ängiz	 [8]ikigü  [14]sängä
RH11	   [7]yarïm [9]alïr [13]ayïḍïp	  [7']ängiz [5']ängiz yir	  [1]säkiz [9]ikigü
Lo15	 [9]yarïm	 [9]ängiz	 [7]birginčä   [6]yngïnča [10]tägir
Mi20	  [14]qavlalïq [21]ayïḍïp	  [13]ängiz [14]ängiz	  [19]täki [1]ikinti
Mi22	 [11]ayïḍïp	 [6]ängiz	   [1]säkiz [4]täki [1]ikinḍi
Mi32	 [9]ayïz	 [5]ängiz	

語を左列に，また -KY- をもつ語を右列に抽出した．-XY- の例が無い場合は字形が近似する -'Y- / -NY- / -RY- をもつ語を，また -KY- が無い場合は -K- ないし語末の -KY の例を掲げた．単語の転写形式はいずれも SUK に従い，各例の字寸の縮尺は文書ごとに統一した．

この**表 1** の ängiz の字形を通覧すると，Sa09[8,15], Ex02, RH05, RH06, RH07, RH09, RH10[6,11], RH11[7], Lo15, Mi20[13,14], Mi22 の 14 例の語中部分の字形は，各文書右列に示した語中の -KY- / -K- に比べて湾曲するストロークが明らかに小さく，''XYZ = aγïz と転写するのがより妥当であると筆者は考える．原文書の破損缺落により字形が判然としない RH08・RH11[5] の両例も，定型的表現①に属することから同一語とみて aγïz と転写されるべきである．



U 6116 recto

Depositum der Berlin-Brandenburgischen Akademie der Wissenschaften
in der Staatsbibliothek zu Berlin-Preussischer Kulturbesitz, Orientabteilung

唯一，Mi32 の例は，語中のストロークが大きく右上方に湾曲しているから，'NKYZ = ängiz「刈株田」と転写するのが妥当である．しかしこの例は，①・②の両定型表現とはまったく異なる abïz(?) yaq(?) ängiz (...) t[] という不明瞭な表現中に現われる．字形からも，その他の諸例とは別語と判断すべきである．

以上から，SUK が ängiz「刈株田」と転写した語は，1 例 (Mi32) を除き，全て ''XYZ = aγïz と訂正することができる．旧稿[松井 1998b, pp. 20-21 & n. 9]での筆者の指摘も，このような字形調査に基づくものであった．ただし，旧稿の時点では，全面的な訂正を主張するに足る文献学的・歴史学的論拠を缺いていた．それゆえ拙稿 [松井 2002, pp. 101-102] で Sa09[1-9] の部分的改訂を提示した際にも，SUK の ängiz という転写に従っておいた．

しかし筆者は今般，BBAW 所蔵の U 6116 文書がこの aγïz への訂正を確証することに気づいた．以下，文書Bとしてテキスト転写・訳註を掲げる．

文書Ｂ： U 6116 recto

【解説】 8.9 x 4.5 cm, Beige ~ Beige clair, 漉き縞のない中上質の紙．かなり小字の草書体で記されており，書体からはほぼ確実にモンゴル時代に比定できる．裏面は空白．紙質からみて，おそらく仏典書写用の料紙の余白を利用したものであろう．

[MISSING]

1 bolur tanuq diza tanuq torčï []

2 ol män biryadaẓ ayïḍïp **bitidim** []

3 bu borluq-nung yaq̈‹a›sïn-γa P'[]

4 qap süčüg birürmän []

5 bu iki aγïz yir-kä 'W[]

[MISSING?]

·····[負担者]①となる．立会人ディザ，立会人トルチ，·····②である．私ビルヤダスが口述させて[(本証文を)書いた]·····③このブドウ園の賃借料(小作料)として，·····④斗の甘いブドウ酒を私は与える．·····⑤この 2 aγïz 田地に·····

【語註】

B1: bolur「～となる，である」に続いて立会人(tanuq)の名が列挙されるという書式は SUK RH05[10]，RH06[10] にもみえ，いずれも bolur の直前には「大税(uluγ birim)」の負担者(arqalïq)名が記される．本文書冒頭の缺落部分にも同様の記載があったとみて，和訳では「負担者」を推補する．また本行末の缺落部には，契約当事者の印記を示す文言があったに相違ない．

B2, biryadaẓ: < Skt. Vīryadāsa．人名．

B4, qap: 液量単位 qap は漢語の斗(モンゴル時代には約 8.4 ℓ)に相当する[松井 2004a, pp. 166-163; Matsui 2004, p. 197]．

B5: これが末行の可能性もある．

本文書Bは，3行目の「ブドウ園の小作料」という記述からブドウ園賃貸借契約の末尾部分の断片と推定される．現存部分にはタムガ印(tamγa, 印鑑)やニシャン印は見えないので習書・草稿だった可能性も排除できないが，十字方向の折り跡が確認できるので，実効文書として保管されたとみなしておく．

さて，本文書Bの ˢaγïz = ''XYZ の -X- 字は左側に文字判別加点(diacritical points)を伴っているから(Ẍ = ÿ)，この語を 'NKYZ = ängiz と読むことは完全に不可能である．そして，本処の iki aÿïz yir「2 aγïz 田地」という表現は定型的表現①(《数詞》+ aγïz yir)と平行するから，定型的表現①に属する ängiz の諸例も aγïz と訂正すべきことが決定的となる．**表1**の字形調査の結果をも勘案すれば，この aγïz への訂正を Mi32 以外の SUK 所収の在証例全般に及ぼすべきことも許されよう．

この訂正をふまえ，ウイグル契にみえる aγïz「口」の意味内容を検討する．

まず，文書Bを含む定型的表現①の諸例のaγïz「口」は，数詞に後続して田地(yir)を修飾しているから，漢語の「段，筆」に相当するような，田地にかかわる量詞とみなせよう[15]．SUK Sa03で売買物件となる土地の追奪を禁止する際に[19]bu oq ögän [20]üzä suvaq-lïγ iki tanču yir「まさにこの渠にて灌漑される2口（＝2倍）の田地」という表現がみえ，「(食物の)一口，一片，一かたまり(gobbet, lump, morsel)」を意味するウイグル語tančuが田地の量詞として用いられることも参照に値する[ED, p. 516; CTD I, p. 317]．なお，ウイグル契で売買・賃貸物件となる土地の面積を示す際には，播種量(Sa01; Sa02; Sa03; Sa04; Sa14; Ex03; Mi25; Mi28)，あるいは当該田地の耕作に必要な人数(Sa10; Sa11; Mi19)が用いられる．これに対し，この定型的表現①の諸例でaγïz「口」に先行する数詞は，「1(bir)」(Sa09, RH09)・「2(iki)」(U 6116)よりも「半，0.5(yarïm)」(Ex02, RH07, RH08, RH10, RH11, Lo15)が多い．従って，aγïz「口」も，ひとまとまりの田地を数える際の量詞にとどまらず，厳密ではないにせよ一定程度の規模・面積をさす単位としても用いられたと推定できる．

ちなみに，關尾史郎[2004; 2005]により詳細に検討されたトゥルファン新発現の「北涼建平四年(440)十二月道人佛敬夏田券」[16]では，貸借物件となる「干田」

(15) aγïz「口」とyir「田地」が熟語をなすと仮定すれば，まず唐宋時代の土地関係漢文文書にみえる「口分田」との関連が想起される．いうまでもなく，唐代均田制下の口分田は一定年齢の人民に対して支給・還公された田地である．しかし10世紀以降の敦煌漢文契では，「口分」の語は「父祖伝来の，一家代々の」という意味で用いられる[仁井田 1980, p. 679; 池田 1973, pp. 36-37]．一方，Sa09で売買物件となっているbir aγïz yir「1 aγïz 田地」は十戸(onluq)により共有されていた[cf. 松井 2002, pp. 101-103]．従って，問題のaγïz (yir)は，均田制下の「口分(田)」はもとより，「父祖伝来の(田地)」にも関連しないと思われる．なお，ängiz yirを唐代の部田に関連づけた山田に対して，森安[1991, p. 50]は10世紀後半のマニ教寺院経営令規文書中にみえるqaγ yir「旱地」を部田に対応するウイグル語表現と推定している．森安がその際に言及した漢文・ウイグル文混淆文書のChin. 常田＝Uig. [ögüz] yalïnga-taqï tarïγlaq yir「[河川]に近い穀物耕作用の田地」という対訳例については，Moriyasu / Zieme 1999, pp. 75-83.

(16) 文書標題は關尾 2005 に従う．なお本文書については，關尾氏のご好意によりChristie's (ed.), *Fine Classical Chinese Paintings and Calligraphy* (Hong Kong, 2001) 所収のカラー写真複製をも参照・確認することができた．この場を借り，關尾氏に深謝申し上げる．

(乾燥度の高い土地)が「五口」と計量されている．關尾 [2004, pp. 75, 80-81] は，この「五口」を，地段数もしくは面積を示す表記とみて「5段」と和訳している．ウイグル文契約文書の直接の母胎となった唐宋時代の敦煌・トゥルファン漢文契にはこのような田地の量詞としての「口」の用例は確認できないので，ウイグル語 aγïz「口」が北涼時代の「口」の直接の透写語であったとは断言できない．とはいえ，「口」という単語が共通の用法を有することは注目される．(17)

一方，本稿での考証を通じて，定型的表現②の ängiz tuḍza (*or* tuḍa) は aγïz tuḍa (~ tuta) と訂正された．とはいえ，この定型的表現②が全体として税役負担に関係するという山田 [1965, p. 152] の指摘は鉄案である．tuḍ-~tut-「保つ，保持する；留める；掴む；数える，計算する」に接続する副動詞 -a は，後続する主動詞の内容と同時の動作を示すので [庄垣内 1994, p. 142]，問題の aγïz tuta という表現が，後続する birim alïm kälsär「租税がかかって来れば」つまり課税・徴税と密接に関係したことも確実である．ここで筆者は，定型的表現①の aγïz「口」が田地の規模を示す量詞・単位となっていたことを勘案し，定型的表現② bu yir-kä (*or* borluq-qa) aγïz tuta birim alïm kälsär を「この田地（／ブドウ園）に，規模を把握して租税がかかって来れば」と訳すことを提案したい．すなわち，問題の aγïz tuta を「(土地の) 規模を把握して」と解釈し，公権力による税役科徴のための土地把握＝検地を意味するものと推測するのである．(18) なお，この文脈

(17) 唐宋時代の漢文文書には，「舎中上下房伍口」「舎東房子壹口」「舎内東房子一口」「屋舎兩口，内一口無屋」「其舎兩口」「捨（＝舎）壹院子，内堂壹口」「有舎壹院，内厨舎南防（＝房）壹口」「院内西房壹口」など，「房・舎・堂」などの家屋内の区画を示す量詞としての「口」の用例もみえる [TTD III, Nos. 86, 264, 265, 266, 268, 282, 284, 285; 關尾 2004, pp. 81, 86; 池田 1979, No. 271]．これも，現代ウイグル語の aghiz ~ eghiz が，家屋の部屋・区画を示す量詞（漢語の「間」に対応する）として用いられることと共通するといえる [UTIL 6, p. 90; WHCD, p. 1175; Schwarz, pp. 39, 739].

(18) 本稿で言及した aγïz の在証されるウイグル文書はいずれもモンゴル時代に属し[森安 1994, pp. 70-79]，モンゴル時代のトゥルファン地域＝ウイグリスタンで戸籍調査・検地が実行されたことは確実である[松井 2002, pp. 87-92]．また，カラン税 (qalan) を忌避するウイグル農民の盟約文書 U 5330 に ^{7}yir baš-ïn-γa qalan ^{8}tutup「田地に基づいてカラン税を支払って」という表現がみえる点も参照に値する[松井 2004c, pp. 4-5, 8].

では tuta を「～について」と解釈する庄垣内 [1994] 説も排除する必要はないので，「(土地の) 規模について」と和訳する可能性をも残しておきたい．そして「ブドウ園アギズ税 (borluq aγïz)・菜園アギズ税 (qavlalïq aγïz)・主穀アギズ税 (tarïγ aγïz)」という税役名称も，それぞれ当該のブドウ園・菜園・穀物田の規模・面積に基づいて税役(おそらくは農作物現物)が科徴されることから，土地の規模を示す aγïz「口」が税役名称に転化したという歴史的状況を推定できるのではなかろうか．

以上，本節では，SUK 所収文書中の ängiz「刈株田」を aγïz「口」と改訂する点は論証できたが，語解については推測に頼らざるを得なかった点も多い．ウイグル語世俗文書の aγïz の在証例が今後さらに増加することを期待するとともに，広く諸方面からのご示教・ご批正を頂戴できれば幸甚である．

3．人名の補訂と Sa29, Lo23, Sa16

ウイグル文書に登場する人名は，一般的なウイグル語(テュルク語)起源のものだけでなく，モンゴル語・漢語・サンスクリット語・チベット語・シリア語・ギリシア語・アラビア語・ペルシア語さらにはソグド語・中世ペルシア語に由来するものも頻見する．このような原語の多様性から，人名の転写形式の確定作業は必ずしも容易ではなく，それ自体が研究の主題となり得るものである [e.g. Zieme 1978-87; Zieme 1994]．モンゴル語・チベット語起源の人名は文書の時代判定の指標として特に注目され，またサンスクリット語は仏教文化と，シリア語・ギリシア語はネストリウス派キリスト教と，アラビア語・ペルシア語はイスラームとの関連を示唆し，文書とその関係者をとりまく歴史的環境をうかがう手がかりとなる．以下に，筆者の気づいた範囲での補訂案を示す．

Sa10: [2]suldan a///, [4]suldan PYM → sulḍan apam (Sulḍan ~ Sultan < Ar.-Pers. Sulṭān)

Sa12: [18]taypudu → taypodu < Chin. 大宝奴 [cf. 松井 2004c, p. 26]

Sa26: [5]mübäräk-qoč → mubarak-xoča < Ar.-Pers. Mubārak-Ḫvāǧa

RH12: [6]qoyn → quvraγ [Zieme 1994, p. 126]

Lo12: [5]oquy → noqoy < Mo. noqai「犬」[IUCD, pp. 142-143]

Lo15: [3]vapṭu → vapqaṭu < Chin. 法華奴

WP04: [26]mamat → m(a)xmat < Ar.-Pers. Muḥammad

[35]V'PY'X → yapïγ

Mi09: 2 ～ 3 行目の抹消部 → [2]{öz toγrïl} [3]{.... toγrïl, ČYXWSY, antso}

Mi31: [10]butsin, [2.9.16]buḍsin → budasïn [松井 1998b, p. 22]

また，ウイグル文書の歴史学的利用にとって登場人物が共通する文書群の確定は重要である．この点からも人名転写への注意は缺かせない．その例として，Sa29, Lo23, Sa16 の 3 文書にみえる人名を以下に検討する．

女奴隷売買契 Sa29 (SI M/6) と主穀（小麦）消費貸借契 Lo23 (SI M/7) は，所蔵番号からも示されるように，ともに 1914 年の C. E. Малов 調査隊によって将来され，現在はロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクトペテルブルク支部 (SPF) に所蔵される．Малов はこの 2 文書を公刊するにあたり，Sa29 の売主名と Lo23 の貸主名を同じく Badrun と転写し，立会人名が共通することともあわせて両文書が同一の歴史的背景をもつと指摘した [Малов 1927, p. 389]．その後，山田信夫は Lo23 の貸主名を Малов に従って Badrun としたが [山田 1965, p. 179]，一方で Sa29 の売主名は Bädrüz と改め [山田 1972, pp. 213-214]，SUK 編者もこれを踏襲した．山田は Sa29 の補正について一切註記しなかったが，売主名の末字の小さな字画は -Z とみなすのが相当であり，逆に Lo23 の貸主名の末字は字画がやや大きいので -N と転写するのが自然ではある．しかし筆者は，やはり Малов に従って両者を同一人物とみなし，またその人名を Päḍrüẓ (~ Pätrüs < Gr. Πετρος) [Erdal 1997, p. 367] と転写すべきと考える．

さて，Малов [1927, p. 389] が指摘するように，Sa29 の立会人 4 名のうち Mïsïr-Qya-Quz，Bäg-T(ä)mir-Quz の 2 名は，Lo23 の立会人 Mïsïr-Qya，B(ä)g-Tämir にそれぞれ同定される．ここで注目すべきは，ブドウ園売買契 Sa16 (Ot. Ry. 543) にもブドウ園の売主として Bäg-T(ä)mür，また立会人として Mïsïr-Qya-Suq とい

う人名がみえることである．ウイグル語 tämir ~ tämür（原義はともに「鉄」）は同語の異形であり [ED, p. 508]，この Bäg-Tämir ~ Bäg-Tämür を同一人物とみなすことに問題はない．また，Sa16 の立会人名 Mïsïr-Qya-Suq は，まず羽田亨 [1916 = 1975, p. 47] が Mïsïr-(?)-Sun，ついで護雅夫 [1960, p. 26] が Mïsïr-Qara-Suq と転写し，これを SUK が微修正したものであるが，最後の人名要素 suq = SWX は明らかに XWZ = quz と訂正すべきである．従って，Sa29, Lo23, Sa16 に登場する Bäg-Tämir (~ Bäg-Tämür), Mïsïr-Qya (-Quz) はすべて同一人物であり，この 3 文書は共通の歴史的背景をもつものとみなすことができる．

4．チヴクイ文書とその周辺

BBAW 所蔵の棉布消費貸借契 SUK Lo11 (Ch/U 7215) では，チヴクイ (Čivkuy < Chin. 照恵～照慧) という人物が借主となっている[19]．SUK 所収の契約文書で漢文仏典の裏面を再利用しているのはこの Lo11 のみである．

ところで，(財) 東洋文庫は，1996 年以降の数年間に SPF 所蔵の全ウイグル語文献のマイクロフィルムを将来し，これを 2002 年より一般の研究者にも公開して幅広い利用に供している[20]．筆者は，この東洋文庫所蔵マイクロフィルム資料を通覧するなかで，Lo11 と同様に漢文仏典を再利用しさらにチヴクイという人名が登場する契約文書を 2 点確認し，さらに SPF に所蔵される原文書をも実見する機会に恵まれた．以下に文書Ｃ・Ｄとして紹介する．

文書Ｃ： SI 4bKr 9a recto

【解説】 29.0 x 20.0 cm, Beige rosé ~ Ocre，漉き縞のない中上質～上質の紙．漢文仏典『妙法蓮華經』(T. Vol. 9, No. 262, 9c21-10a19) 余白の二次利用．漢文仏典の上端・下端は完．すでに Тугушева 1996, No. 3 として写真複製・転写が

(19) この他，本節引用文書に頻見するウイグル字転写漢語名の還元に際しては，庄垣内 [1987, pp. 124-152; 2003, pp. 126-136] により収集された転写例を参照した．

(20) 佐藤次高「サンクト・ペテルブルグ東洋学研究所所蔵内陸アジア出土文書のマイクロフィルム公開について」『東洋学報』83-4, 2002, p. 085; 梅村 2002, p. 203.

公刊されているが，その写真には漢文仏典上端余白部分の契約文部分しか含まれていない．ところが，実際には仏典下端の余白さらには裏面にもウイグル文が記されている．下端右余白のウイグル文は漢文と直角方向(契約文とは逆方向) に tonguz yïl törtünč ay「猪年第四月」という題記を反復するのみ．下端左余白の 9 行では人名が列挙される [語註 **C4-5** 参照]．裏面には仏教的テキストと年月日題記とが混在しており，正確に行数を定めるのは困難ながら約 20 行のウイグル文が記される．

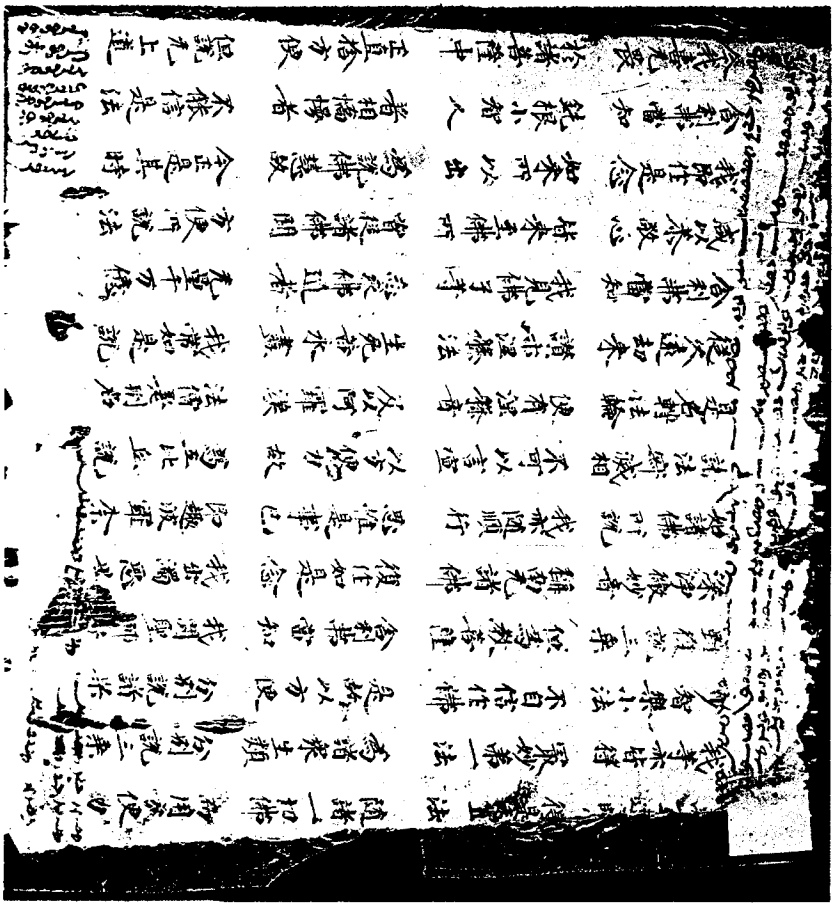
1 tonguz yïl törtünč ay bir otuz-qa manga şinkuy-kä asïγ böz kärgäk bolup
2 čivkuy tutung-ta yüz böz altïm qač ay tuḍsamän ay tutup on böz
3 asïγ birlä köni birürmän birginčä yoq bar bolsar ävtäki-lär köni birzün
4 *bu tamγa* biz ikigü-**nüng** ol tanuq *ä*ničük [] tanuq kiši-lär män šinku*y*
5 **šinkuy-kä ayïḍ***ïp* **biti***tim*

①猪年第四月二十一日に．私に(即ち) シンクイに，利息(つきで) 棉布が必要となって，②チヴクイ都統から 100 棉布を借り受けた．何ヶ月私が借用していようとも，月ごとに 10 棉布の③利息と共に，私は正しく返済する．返済せずに [私が] 逃亡すれば，家族たちが正しく返済する．④このタムガ印は私達 2 人のものである．立会人エニチュク，立会人は人々たち．私シンクイが⑤ [シンクイに] 口述させて (本証文を) [書いた]．

【語註】

C1a, şinkuy: < Chin. 善恵～善慧／禅恵～禅慧.

C1b, asïγ böz: 本文書の後文では 100 棉布を借用し，その月利が 10 棉布と設定されている．従って，本処の asïγ böz とは，「利息用の棉布，利息支払のための棉布」ではありえず，単に asïγ に後続する与格語尾 -qa が省略されたと解釈すべきである．銀貸借契の習書 SI 4bKr 71 の asïγ kümüš kärgäk bolup「利息 (つ



SI 4bKr 9a recto

Reproduced by permission of the Toyo Bunko

きで）銀が必要となって」という用例も同様である [cf. 山田 1965, p. 105; 梅村 2002, pp. 211-212; 松井 2004b, p. 52].

C2a, čivkuy: Тугушева は birguy と誤る.

C2b, ay tutup: Тугушева は anï tutup と誤る. その他の消費貸借契の平行する

文脈では ay sayu「月ごとに，毎月」という表現が用いられる[護 1961a, pp. 236-238; 山田 1965, pp. 119-120]．sayu「～ごとに，毎～」は本来は v. sa-「数える」の副動詞形である [ED, pp. 858-859]．本処の ay tutup「月を数えて」(< v. tut-「保つ；留める；掴む；数える，計算する」)も，ay sayu と同様に「月ごとに，毎月」の意となっているに相違ない．ベルリン旧蔵(原文書所在不明)の棉布消費貸借契 T III T 296 (= Raschmann 1995, p. 150, Nr. 77) にも本処と同じく ay tutup という表現がみえ，すでに Raschmann も "pro Monat" と訳している．また，これまで ay tu[]p と転写されるに過ぎなかった Lo11[3] の平行箇所も，本処および T III T 296 文書の用例から ay tutup と推補できる．

C3, birzün: 語末の -WN は -T' のように書かれるが，明らかに誤記である．

C4a, biz ikigü: Тугушева は män yiz yigugi と誤る．

C4b, äničük: いわゆる「イネチ（イナンチ）文書」に属する SUK Sa07, Sa23, WP05 にも同名人物が現われる [cf. 梅村 1987, p. 105]．ただし語頭部分は不鮮明なので，Тугушева のように iničük と転写することもできる．

C4c, kiši-lär: Тугшева は kiši-li と転写して固有名詞と考えたが，訂正する．

C4-5: Тугшева は 4 行目末にみえる män šinkuy「私シンクイ」を借主本人とみて，5 行目の缺落部分を öz iligim bitidim「私自らの手で（本証文を）書いた」と推補した．しかし 5 行目の **ayïḍïp**「口述させて」は残画からほぼ確実に復元できる．また本文書下端左余白部分には，シンクイ=ビ (Ṣinkuy bi), マンクイ都統 (Mankuy tu(tung); Mankuy < Chin. 滿恵～滿慧)，シンクイ都統 (Šinkuy tu(tung)), チヴクイ都統 (Čivkuy tu(tung)), ティンクイ都統 (Tinkuy tu(tung); Tinkuy < Chin. 天恵～天慧)，シンクイ=ビ (Ṣinkuy bi), キンチュク (Kinčük), Kiši-mäk (?), Käsyük (?) ら，仏教的漢語名・称号をもつ人物が列挙される．このうちチヴクイ都統が契約の貸主と同一人物であること，また契約の借主シンクイが余白部分のシンクイ=ビ[称号 bi については語註 **D4** を参照]とシンクイ都統のいずれかに同定されることは確実である．従って，この下端左余白の諸人名はいずれも本文書の登場人物の周辺に実在した人物と考えられる．とすれば，本契約の

関係者にはシンクイという名を持つ者が複数いたことになり，この契約の書き手シンクイと借主シンクイとは同名異人だったと解釈することができる．とはいえ，単純な誤記の可能性も残る．

文書D： SI 4bKr 72 verso

【解説】29.0 x 8.5 cm. Beige rosé ~ Ocre. 漉き縞のない均質な中上質～上質の紙．漢文仏典『妙法蓮華經』(T. Vol. 9, No. 262, 10a20-10a27) 紙背の二次利用．漢文仏典の上端・下端は完．2行目の altïm の上に「×」様のニシャン印が記される．

1 **tonguz** yïl üčünč ay toquz yigirmikä čivkuy-kä *asïγ* böz kärgäk bolup
2 tinkuy-ta yuz böz altïm qač ay tu‹t›samän on böz *asïγ* birlä köni
3 birürmän birginčä yoq bar bolsamän ävtki-lär köni birzün bu tamγa
4 män čivkuy-nung ol tanuq ikuy biqu tanuq mankuy tutung tanuq šinkuy
5 **qy-*a*** čivkuy tung-qa ayïtïp bitidim

① [猪] 年第三月二十九日に．チヴクイに利息 (つきで) 棉布が必要となって，②ティンクイから100棉布を借り受けた．何ヶ月私が借用していようとも，10棉布の利息と共に③正しく私は返済する．返済せずに私が逃亡すれば，家族たちが正しく返済せよ．このタムガ印は④私チヴクイのものである．立会人イクイ=ビク，立会人マンクイ都統，立会人シンクイ=⑤カヤ．チヴクイ都統に口述させて (本証文を) 私が書いた．

【語註】

D1a, čivkuy-kä: 通常の貸借契の書式では，この借主名の前に manga「私に」が記される [山田 1965, pp. 104-105]．

D1b, asïγ böz: 前掲語註 **C1b** を参照．



SI 4bKr 72 recto & verso

Reproduced by permission of the Toyo Bunko

D2, on böz asïγï: on の字形は 'W'N のようにみえる．本処の「10 棉布の利息」は明らかに月利額である．

D3a, birzün: 文書Cの用例と同様，語末の -WN は -T' のように書かれる．

D3b, tamγa: 本処で「タムガ印(印章)」の語を用いながら，実際にはニシャン印が押される点［解説欄参照］は注意される．

D4, ikui biqu: 人名 Ikui は Irkui とも転写でき，いずれにせよ Chin. 一恵～一慧に由来しよう．後続する biqu ~ biqu は仏教的称号と推測する．前掲C文書の下端左余白には，称号 tu (都統 > tutung の略記) をもつ4人の人物とともにシンクイ=ビ (Şinkuy bi) という人名が2箇所にみえ［語註 **C4-5** 参照］，この bi も本処の biqu の略記とみなせるからである．biqu の原語としては，Chin. 比丘 (～苾芻 < Skt. bhikṣu; cf. Pāli: bhikkhu) がまず想起される．ただし，多くのウイグル語仏典では漢文原典の比丘～苾芻は toyïn「仏僧」と対訳され［Uigurica II, p. 19; Zieme / 百濟 1985, p. 124; Tattvārtā II, p. 363; 百濟 1995, pp. 3-5; BT XVIII, p. 205; BT XX, p. 180］，また比丘が PY KYV = bi kiv とウイグル字音写された例も確認される［庄垣内 2003, p. 29; SI 4bKr 167r］．従って，本文書の PYXW = biqu が比丘に由来するとしても，直接の借用・音写ではなく何らかの仲介言語を想定する必要がある[21]．もちろん，別語に由来する可能性もある[22]．示教を乞う．

D5: 書記の人名が明記されない点は書式の上で不備である．

さて，これらの文書C・Dは，ともに4bKrという分類記号を有しており，帝政ロシア時代のウルムチ総領事 Кротков によりトゥルファン地域で収集された資料である．漢文仏典の同定箇所や紙寸・紙色・紙質からみて，元来は同一の漢文仏典写本に属し，文書Dは文書Cに直接後続する部分を二次利用・裁断したものと断定できる．また年月日も約1ヶ月違いで近接し，チヴクイ都統・シンクイ・マンクイ都統・ティンクイら登場人物の人名も共通することから，両

(21) ソグド語により仲介された可能性はないと考えられる．Cf. Gharib, p. 335, Sogd. pykš'k(w) < Skt. bhikṣu.

(22) 末字を -Y とみて biqi, また -q̈- を -ş̈- の誤記とみて bišu ~ biši と転写することも不可能ではない．

文書が同一の関係者により作成されたことに疑問はない.

ここで，SUK Lo11 と文書C・Dとを比較検討すると，いずれも漢文仏典を二次利用し，また人名チヴクイが登場する以外にも，様々な共通点・類似点のあることに気づく．特に，契約末尾の bitidim「私が書いた」の字形は，同一の筆跡といってよいほどに酷似する．棉布の貸借額も 100 棉布で共通し，また tutsamän (Lo11[3]) ~ tu‹t›samän (C[2]) ~ tuḍsamän (D[2])「私が借用しようとも」，bolsamän (Lo11[4]; C[3]; D[3])「私が（逃亡）すれば」など，動詞仮定形 -sa に一人称代名詞 män が直に連綴される点も，SUK 所収の他の契約文書にみられない特徴である．さらに Lo11 では，数詞「100, 百」が通常の YWZ = yu̯z ではなく [2]YWYZ = yüz と綴られるが [SUK 2, p. 94]，文書Cにも同様の [2]yüz という表記がみえ，ay tutup「月ごとに」という珍しい表現も共通する［語註 **C2b** 参照］.

これらの諸点を勘案すれば，SUK Lo11 も文書C・Dと同一の歴史的背景を有することは確実である．そこでこの3件を，共通して登場する人名チヴクイにちなんで「チヴクイ文書」と命名したい．このチヴクイ文書3件は草書体～半草書体で書かれ，[(23)] また文書Dにはニシャン印もみえるので，モンゴル時代に比定することが許される.

ところで，**表2** にみるように，既知のウイグル文棉布消費貸借契の多くは，穀物貸借と同様に収穫期（「秋の初め」）に返済期日を設定しており［護 1961a, p. 234; 山田 1965, pp. 117-118］，金銭（銀）と同様に毎月の填補利息を設定するものは SUK Lo11 および T III T 296 (= Raschmann 1995, Nr. 77) の2件のみで，かつその月利も不明瞭であった.[(24)] この点で，チヴクイ文書C・Dが貸借物件 100 棉

(23) 森安 [1998a, p. 5] が文書C (SI 4bKr 9a) を半楷書体・棉花借用契としたのは単純な誤解であろう．その後，森安 [2004, pp. 12-13] は文書Cを半草書体，また Lo11 を草書体とする．ただし，文書Dも含めこの3件の筆跡は酷似しており［本文上述］，いずれも草書体とみなしてよいと筆者は考える.

(24) モンゴル時代以前に公定通貨として使用された官布（公定規格のある棉布）の消費貸借契には，月利6％（50 官布借用に対し月利3官布）を設定する Or. 8212-131 文書の例がある［森安 1998a, pp. 7-10］.

表2

棉布消費貸借契	貸借物件	月利または返済額（返済時期）
SUK Lo06	フェルト	6棉布（延滞月利1棉布）
SUK Lo12 = USp 34	3棉布	6棉布（秋の初め＝3ヶ月後）
SUK Lo13	3.5粗棉布	7棉布（秋の初め＝3ヶ月後）
SUK Lo14 = USp 10	1.5棉布	甘いブドウ酒 (sučüg) 1斗 （秋の初め＝約4ヶ月後）
SUK Lo15 = USp 29	棉布2匹 (iki baγ)	主穀（小麦）2石 （秋の初め＝約4ヶ月後）
SUK Lo16 = USp 8	1緞子	50粗棉布（28日以内）
T III D 279 = Raschmann 1995, Nr. 75	4衣服用棉布 (ton-luq böz)	10（2尺もの）衣服用棉布 （約7ヶ月後）
T III T 296 = Raschmann 1995, Nr. 77	100厚手棉布 (yoγun böz)	月利不明
SUK Lo11	100棉布	月利不明（10棉布か？）
SI 4bKr 9a ＝文書C	100棉布	月利10棉布
SI 4bKr 71 ＝文書D	100棉布	月利10棉布

布に対して10％に相当する月利を明瞭に設定することは重要な意義を持つ．また，この2件と同一の歴史的環境で作成されたLo11で「月ごとにその利息」とのみ記されている月利も，おそらくは10％と推測してよかろう．

この月額10％という填補利息は歴史学的には問題をはらむ．モンゴル時代のウイグル文金銭（銀）消費貸借契における毎月の填補利息は2.5～3.3％，さらに時代的に先行する西ウイグル時代すなわち唐代・宋代に相当する時期の官布消費貸借契では月利4～6％に設定されており，いずれも各時代の中華地域で施行された利息制限法に合致する[護 1961a, pp. 235-238; 森安 1998a, pp. 9-10; 仁井田 1980, pp. 575, 578-579; 仁井田 1937, pp. 275-276]．これに対し，チヴクイ文

書C・Dにみえる月利10％は，既知のウイグル文金銭（官布を含む）貸借契に比して相当な高利となる．

また**表2**によれば，チヴクイ文書3件以外の文書で貸借・返済される棉布の額は，粗棉布 (tas böz)・衣服用棉布 (ton-luq böz) などの品質名称や匹 (iki baγ) などの規格による差を措くと，1.5～6棉布と少額のものが多い [cf. 護 1961a, pp. 232-233]．高級絹織物である緞子 (tavar) の代価として50粗棉布を返済するSUK Lo16や，100厚手棉布 (yoγun böz) を借用するT III T 296 (= Raschmann 1995, Nr. 77) の2件は，例外的に高額の棉布を貸借しているといえる．

さらに，漢文仏典の余白に記された文書Cは明らかに習書・草稿であり，文書Dも通常文末に押されるニシャン印がみえず書記名も記されないなど，実効証文としては不十分な点が散見する．タムガ印・ニシャン印のみえない点はLo11も同様である．これらの点から，チヴクイ文書3件はいずれも実効証文ではなく，従って文書C・Dにみえる月額10％の填補利息や100棉布という貸借額も現実的なものではなかったという疑いを生じさせる．

しかし筆者は，チヴクイ文書3件は，たとえ実効文書でなかったとしても，その契約内容は当時のウイグル社会における貸借取引慣行の実態を示すものと考える．

まず，ウイグル契に先行するトゥルファン出土の唐代漢文消費貸借契にも，上述のような月額4～6％という公定利率を超えて，チヴクイ文書C・Dと同じく月額10％以上の填補利息を設定するものが多数確認される[25]．池田 [1973, pp.

(25) 月利10％の例：唐顕慶五年 (660) 張利富挙銭契 (= TTD III, No. 68), 唐麟徳二年 (665) 卜老師挙銭契 (= TTD III, No. 72), 唐乾封三年 (668) 張善憙挙銭契 (= TTD III, No. 77), 唐総章三年 (670) 張善憙挙銭契 (= TTD III, No. 78), 唐総章三年 (670) 高昌白懐洛挙銭契 (= TTD III, No. 79), 唐咸亨五年 (674) 高昌県王文欽訴酒泉城人張尾仁貸銭不還辞 (= TTD III, No. 81)．以上はいずれも銭（銀銭・銅銭）貸借契である．また，唐龍朔元年 (661) 龍恵奴挙練契 (= TTD III, No. 69) では練30疋につき月利練4疋（約13.3％），唐乾封元年 (666) 高昌鄭海石挙銭契 (= TTD III, No. 76) では銀銭10文につき月利1.5文（15％），唐儀鳳二年 (677) 卜老師挙銭契 (= TTD III, No. 83) では銀銭8文につき月利1文（12.5％）の例がある．さらに，コータン出土の唐建中三年 (782) 馬令荘挙銭契 (= TTD III, No. 249) も月利を10％と設定している．Cf. 石田 1990.

68-69] は，このように公定利率以上の填補利息が設定される事態を，唐代トゥルファン地域における交易・商業活動の盛行に由来するものと推定した[26]．この推定は，唐の西域軍事支配に伴い，河西～トゥルファン地域に内地からの布帛・銅銭が大量に流入・浸透し，当地の商業活動が活性化したという歴史状況[荒川 1992; 荒川 2003]とも照応する．この点をふまえれば，西ウイグル時代の官布消費貸借契で填補利息が6％に下落するのは，当時のトゥルファン地域の景況が唐の西域支配時代の軍需景気に比して落ち着きを取り戻したことによると推測できる．もちろん，このことは西ウイグルと唐・宋との密接な経済的関係を否定するものではない．そして，13世紀以降のモンゴル帝国によるユーラシア広域支配が，モンゴルと結託したウイグルにも新たな経済発展の契機を与えたことは確実である[森安 2004, p. 31]．また，西ウイグル時代には官布＝棉布が公定通貨とされていたのに対し，モンゴル時代には銀・交鈔が新たな公定通貨として導入されたため，棉布の役割はトゥルファン地域の現地通貨に限定されることとなった[森安 2004, pp. 16-17, 26-28]．そこで筆者は，モンゴル時代のユーラシア経済交流の活性化によりトゥルファン地域＝ウイグル人社会の商業活動も再び活況を迎えた一方，消費貸借の填補利息を2.5 ～ 3.3 %に制限するというモンゴル政府の規定は公定通貨ではなくなった棉布の取引には適用されず，棉布消費貸借の利息は経済活性化をそのまま反映して再上昇した，という状況を想定したい．

次に，チヴクイ文書3件の100棉布という貸借額を検討するため，既知のウイグル文売買契から棉布を交換手段として用いるものを**表3**に抽出した．貸借契と同様，棉布の品質や規格はさまざまに呼称されるとはいえ，SUK Sa10, Sa16, Sa25の3件がそれぞれ田地・ブドウ園・女奴隷をチヴクイ文書3件と同額の100棉布で売買しており，Mi20も棉布100端 (iki yarïm baγ-lïq) でブドウ園

(26) ただし池田は，唐代トゥルファン住民階層の上下分解に伴い，富裕層＝貸主が，月利10 %という高利の金銭貸付を通じて，借主の所有する田地の用益権を獲得しようとしたものという解釈をも提示している[池田 1975, pp. 51-64]．

表3

売買契	売買物件	棉布での価格
SUK Sa06	田地	棉布 23 匹 (ikilik)
SUK Sa07	田地	通行棉布 (yorïq böz) 170 匹 (ikilik)
SUK Sa09	田地 1 口 (aγïz)*1	30 粗棉布
SUK Sa10	ブドウ園	棉布 100 匹 (iki baγ)
SUK Sa14	田地（播種 7 斗）	5 棉布
SUK Sa16	ブドウ園	100 棉布
SUK Sa23	女奴隷（12 歳）	80 棉布
SUK Sa25	女奴隷	100 棉布
SUK Sa27	男奴隷（12 歳）	50 粗棉布
SUK Sa28	女奴隷	150 厚手棉布 (qalïn böz)
SUK Sa29	女奴隷	棉布 50 匹 (iki baγ-lïq)
SUK Mi20	ブドウ園売買(?)*2	棉布 100 端 (iki yarïm baγ-lïq)*3

*1 本稿第 1 節参照。 *2 本文書の性格については，小田 1990, pp. 12-13, 17.

*3 棉布の規格に関する端 (iki yarïm baγlïq)・匹 (iki baγ(-lïq)～ikilik) の関係については，松井 1997, pp. 104-105.

を売買していることが注目される．さらに Sa07 では通行棉布 170 匹で田地を，また Sa28 では 150 厚手棉布で女奴隷を売買しており，より高額の棉布による取引の実例が示される．この他に 3 件 (Sa23, Sa27, Sa29) で 50 以上の棉布を支払う例がみられることも勘案すれば，チヴクイ文書 3 件でいずれも 100 棉布が貸借されていることは，当時のウイグル社会の商業・経済活動の実態から乖離するものではないといえる．

さらに，チヴクイ文書 3 件の登場人物の多くは，仏教的漢語名や都統 (Chin. > Uig. tutung) という仏教的称号を有しており，おそらく特定の仏教教団に属し

ていたと考えられる．既知のウイグル契にも，仏僧が田地売買・奴隷売買・売養子・人身典質に際して高額の銀・交鈔を支払う例が頻見する (SUK Sa12, Sa21, Sa24; Ad01, Ad02; Pl01, Pl02)．また 13 世紀中葉トヨク (Toyoq) 石窟のウイグル仏教教団が書き残した「シヴシドゥ・ヤクシドゥ関係文書」群にも，銀を通貨的に使用する貸借契（およびその習書）が含まれていた (4bKr 236, 4bKr 71 ＝松井 2004b, Nos. 2, 4; 4bKr 38a, 4bKr 33 + 3Kr 3-15, 4bKr 11 ＝松井 2004b, pp. 59-60)．100 棉布という比較的高額の取引に言及するチヴクイ文書 3 件も，上掲のウイグル契とあわせ，モンゴル時代のウイグル仏教教団の旺盛な経済活動の一端を反映するものであろう．

おわりに

以上，本稿では，SUK 所収文書のテキスト再校訂に関わる若干の問題をとりあげた．その目的は，先学の瑕瑾を殊更に言挙げするものでは決してなく，ウイグル契のさらなる歴史学的利用にあった点，あらためて大方のご理解を乞うものである．

また，本稿で紹介した文書Ａ～Ｄ以外にも，既知のウイグル契の内容分析を進展させ得るウイグル語世俗文書類は，各国所蔵の未発表資料中に少なからず存在する．これらの解読校訂・歴史学的検討は別の機会に提示したい．

略号・文献目録 (ABC順)

荒川 正晴 1992:「唐の対西域布帛輸送と客商の活動について」『東洋学報』73-3/4, pp. 31-64.

—— 2003:『オアシス国家とキャラヴァン交易』山川出版社.

BBAW: Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften (Akademienvorhaben Turfanforschung).

BT XVIII: P. Zieme, *Altun Yaruq Sudur. Vorworte und das erste Buch.* Turnhout (Belgium), 1996.

BT XX: P. Zieme, *Vimalakīrtinirdeśasūtra.* Turnhout (Belgium), 2000.

Caferoğlu, A. 1934: Uygurlarda hukuk ve maliye ıstılahları. *Türkiyat Mecmuası* 4, pp. 1-43.

CTD: Mahmūd al-Kāšgarī, *Compendium of the Turkic Dialects (Dīwān Luγāt at-Turk)*, I-III. Tr. & ed. by R. Dankoff / J. Kelly, Harvard Univ., 1982-1985.

DTS: B. M. Наделяев et al. (eds.), *Древнетюркский Словарь*. Leningrad, 1969.

ED: G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkic*. Oxford, 1972.

Erdal, M. 1997: Review of Raschmann 1995. *Wiener Zeitschrift für die Kunde des Morgenlandes* 87, pp. 364-367.

ETHV: R. R. Arat, Eski Türk hukuk vesikaları. *Journal de la Société Finno-Ougrienne* 65-1, 1964, pp. 11-77. (Rpt. in *Makaleler* I, Ankara, 1987)

Gabain, A. von. 1938: Briefe der uigurischen Hüen-tsang-Biographie. *Sitzungsberichte der Preußischen Akademie der Wissenschaften (Phil.- Hist. Klasse)*, pp. 371-414.

Gharib, B. 1995: *Sogdian Dictionary. Sogdian-Persian-English*. Tehran.

羽田 明・山田 信夫 1961:「大谷探検隊将来ウイグル字資料目録」『中央アジア古代語文献』(西域文化研究 4) 法蔵館, pp. 171-206, +pls. 11-37.

羽田 亨 1916:「回鶻文女子売渡文書」『東洋学報』6-2.

—— 1975:『羽田博士史学論文集』下巻言語宗教篇, 同朋舎.

Ht VII: K. Röhrborn, *Die alttürkische Xuanzang-Biographie VII*. Wiesbaden, 1991.

池田 温 1973:「中国古代の租佃契 (上)」『東洋文化研究所紀要』60, pp. 1-112.

—— 1975:「中国古代の租佃契 (中)」『東洋文化研究所紀要』65, pp. 1-112.

—— 1979:『中国古代籍帳研究 概観・録文』東京大学出版会.

石田 勇作 1990:「吐魯番出土「挙銭契」雑考」『駿台史学』78, pp. 109-129.

IUCD: L. V. Clark, *Introduction to the Uyghur Civil Documents of East Turkestan (13th-14th cc.)*. Dissertation of Indiana Univ. (Bloomington) Ph.D., 1975.

Jarring, G. 1964: *An Eastern Turki-English Dialect Dictionary*. Lund.

百濟 康義 1995:「敦煌第 17 窟出土ウイグル訳『無量寿経』断片」『龍谷紀要』17-1, pp. 1-15.

李 經緯 1996:『吐魯番回鶻文社會經濟文書研究』新疆人民出版社.

Малов, С. Е. 1927: Два уйгурских документа. In: *Работы Восточного Факультета Средне-Азиатского Государственного Университета*, Ташкент, pp. 387-394.

松井 太 1997: Review of Raschmann 1995.『内陸アジア言語の研究』12, pp. 99-116.

—— 1998a:「モンゴル時代ウイグリスタン税役制度とその淵源」『東洋学報』79-4, pp. 026-055.

—— 1998b:「ウイグル文クトルグ印文書」『内陸アジア言語の研究』13, pp. 1-62, +15 pls.

—— 2002:「モンゴル時代ウイグリスタンの税役制度と徴税システム」松田孝一 (編)『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』科学研究費成果報告書 (No. 12410096), pp. 87-127.

—— 2004a:「モンゴル時代の度量衡」『東方学』107, pp. 166-153.

—— 2004b:「シヴシドゥ・ヤクシドゥ関係文書とトヨク石窟の仏教教団」森安孝夫 (編)『中央アジア出土文物論叢』朋友書店, pp. 41-70.

—— 2004c:「モンゴル時代のウイグル農民と仏教教団」『東洋史研究』63-1, pp. 1-32. (横)

Matsui, D. 2004: Unification of Weights and Measures by the Mongol Empire as Seen in the Uigur and Mongol Documents. In: D. Durkin-Meisterernst et al. (eds.), *Turfan Revisited*, Berlin, pp. 197-202.

護 雅夫 1960:「ウイグル文葡萄園売渡文書」『東洋学報』42-4, pp. 22-50.
—— 1961a:「ウイグル文消費貸借文書」『中央アジア古代語文献』(西域文化研究 4) 法藏館, pp. 223-254.
—— 1961b:「ウィグル文売買文書に於る売買担保文言」『東洋学報』44-2, pp. 1-23.
森安 孝夫 1991:『ウイグル=マニ教史の研究』(『大阪大学文学部紀要』31 / 32).
—— 1994:「ウイグル文書劄記 (その四)」『内陸アジア言語の研究』9, pp. 63-94.
—— 1998a:「ウイグル文契約文書補考」『待兼山論叢』史学篇32, pp. 1-24.
—— 1998b: (評) 護雅夫『古代トルコ民族史研究 第Ⅲ巻』『東洋史研究』57-3, pp. 81-90.
—— 2004:「シルクロード東部における通貨」森安孝夫 (編)『中央アジア出土文物論叢』朋友書店, pp. 1-40.
Moriyasu, T. / P. Zieme 1999: From Chinese to Uighur Documents.『内陸アジア言語の研究』14, pp. 73-102.
仁井田 陞 1937:『唐宋法律文書の研究』東方文化学院東京研究所.
—— 1980:『増補 中国法制史研究 (土地法・取引法)』東京大学出版会.
小田 壽典 1990:「ウイグル文トゥリ文書研究覚書」『内陸アジア史研究』6, pp. 9-27.
Oda, J. 1996: Eski Uygurlarda *ög bitig* üzerine. *Türk Dilleri Araştırmaları* 6, pp. 57-62.
Raschmann, S.-Ch. 1992: Einige Bemerkungen zu Steuern, Abgaben und Dienstpflicht im uigurischen Königreich von Qočo (13.-14. Jh.). *Altorientalische Forschungen* 19, pp. 155-159.
—— 1995: *Baumwolle im türkischen Zentralasien*. Wiesbaden.
Schwarz, H. G. 1992: *An Uyghur-English Dictionary*. Bellingham.
關尾 史郎 2004:「トゥルファン将来,「五胡」時代契約文書簡介」『西北出土文献研究』1, pp. 71-90.
—— 2005:「トゥルファン将来,「五胡」時代契約文書簡介補訂」『西北出土文献研究』2, pp. 67-72.
Sertkaya, O. F. 1991: Uygur para belgeleri (I. Bölüm: kümüş). In: *Исследование Языковых Систем в Синхронии и Диахронии к 70-летию Э. Р. Тенишева*, Москва, pp. 114-136.
庄垣内 正弘 1987:「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」『内陸アジア言語の研究』2 (1986), pp. 17-156.
—— 1994: (評) SUK.『東洋史研究』53-2, pp. 139-148.
—— 2003:『ロシア所蔵ウイグル語文献の研究』京都大学大学院文学研究科.
SPF: Санкт-Петербургский Филиал Института Востоковедения Российской Академии Наук.
SUK: 山田信夫(著), 小田壽典・ Peter Zieme ・梅村坦・森安孝夫(編)『ウイグル文契約文書集成 (*Sammlung uigurischer Kontrakte*)』全3巻. 大阪大学出版会, 1993.
T.: 高楠順次郎 (編)『大正新脩大藏經 (*Taishō Tripiṭaka*)』大正新脩大藏經刊行会.
Tattvārtā: 庄垣内正弘『古代ウイグル文阿毘達磨倶舎論実義疏の研究 (*Studies in the Uighur Version of the Abhidharmakośabhāṣya-ṭikā Tattvārthā*)』全3巻. 松香堂, 1991-1993.

TTD III: T. Yamamoto / O. Ikeda (eds.), *Tun-huang and Turfan Documents Concerning Social and Economic History* III, Contracts (A: Introduction & Texts; B: Plates). Tokyo, 1986.

Тугушева, Л. Ю. 1996: Несколько уйгурских документов из рукописного собрания Санкт-Петербургского филиала ИВ РАН. *Петербургское Востоковедение* 8, pp. 215-238.

梅村 坦 1987:「イナンチ一族とトゥルファン=ウイグル人の社会」『東洋史研究』45-4, pp. 90-120.

—— 2002:「ペテルブルグ所蔵ウイグル文書 SI 4bKr. 71 の一解釈」『内陸アジア言語の研究』17, pp. 203-221, +2 pls.

Uigurica II. by F. W. K. Müller. *Abhandlungen der Preußischen Akademie der Wissenschaften (Phil.- Hist. Klasse)* 1910-3.

USp: W. W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*. Ed. by S. E. Malov, Leningrad, 1928.

UTIL:『維吾爾語詳解辭典 (*Uyghur Tilining Izahliq Lughiti*)』全 6 巻. 民族出版社, 1990-1998.

UW: K. Röhrborn, *Uigurisches Wörterbuch*, 1-6+. Wiesbaden, 1977-1999+.

Wb: W. W. Radloff, *Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte*, I-IV. St. Petersburg, 1893-1911.

WHCD: 廖澤余・馬俊民 (編)『維漢詞典』新疆人民出版社, 2000.

山田 信夫 1961:「大谷探検隊将来ウイグル文売買貸借文書」『中央アジア古代語文献』(西域文化研究 4) 法藏館, pp. 207-220, +pls. 34-37.

—— 1963:「ウイグル文売買契約書の書式」『歴史と美術の諸問題』(西域文化研究 6) 法藏館, pp. 29-62, +1 pl.

—— 1965:「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大学文学部紀要』11, pp. 87-216, +pls. 1-6.

—— 1972:「ウイグル文奴婢文書及び養子文書」『大阪大学文学部紀要』16, pp. 161-268, +pls. 1-12.

Zenker, J. Th. 1886: *Türkish-Arabisch-Persisches Handwörterbuch*. Leipzig.

Zieme, P. 1978-87: Materialen zum uigurischen Onomasticon (I-III). *Türk Dili Araştırmaları Yıllığı, Belleten 1977*, 1978, pp. 71-86; *Belleten 1978-1979*, 1981, pp. 81-94; *Belleten 1984*, 1987, pp. 267-283.

—— 1981: Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. *Altorientalische Forschungen* 8, pp. 237-263, +Taf. XIX-XXII.

—— 1994: Samboqdu et alii. Einige alttürkische Personennamen im Wandel der Zeiten. *Journal of Turkology* 2-1, pp. 119-133.

Zieme, P. / 百濟 康義 1985:『ウイグル語の觀無量壽經』永田文昌堂.

【付記】 本稿は科学研究費 (若手研究 (B)・基盤研究 (A)・基盤研究 (B)) および三菱財団人文科学研究助成による研究成果の一部である.